

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	本人の意思が間違いなく確認できる限りにおいて、押印省略や電子化は進めていただきたい。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今般の改正は、本人確認（文書作成者の真正性担保）が、押印に依らずとも申請等に係る一連の行政手続の過程で可能であるものや、他の資料等で代替可能なものを対象としております。</p>
2	<p>・ I. 2. (1) について</p> <p>原本証明を不要とすることには異論はないが、押印、署名又は電子署名を用いた手続等により、登録申請時の定款に法的な保護（特段の罰則等含む）の効果が発生するようにされたい。</p> <p>・ I. 2. (6) について</p> <p>改正内容に反対する。</p> <p>登録申請時の誓約書面は引き続き提出させるべきである。その方が役務の提供を受ける者等の保護、公正性の確保につながるはずである。</p> <p>また、定款と同じように誓約書面にも押印、署名又は電子署名を用いた手続等により、登録申請に係る添付書類である定款に法的な保護（特段の罰則等含む）の効果が発生するようにされたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今般の改正は、本人確認（文書作成者の真正性担保）が、押印に依らずとも申請等に係る一連の行政手続の過程で可能であるものや、他の資料等で代替可能なものを対象としております。</p> <p>なお、今回の改正後においても、誓約書面の提出が不要になるわけではなく、登録申請者は、銀行法第 52 条の 61 の 3 第 2 項第 1 号及び銀行法施行規則第 34 条の 64 の 4 第 1 号ニに基づき、引き続き誓約書面を提出する必要があります。</p>